

平成27年度版

市民協働推進補助金 Q & A

Q1 補助金に応募すれば、必ず補助金をもらえますか。

A 必ずではありません。応募締め切り後に行われる審査（書類審査、公開プレゼンテーション本審査）を通過しなければなりません。

Q2 団体設立の条件に、設立後2年未満、5年未満、2年以上とありますがいつの時点で判断するのですか。

A 毎年4月1日現在です（今回は平成27年4月1日現在）。後期募集は9月1日現在です。

Q3 採択事業となった場合、補助金以外に市からの支援はあるのでしょうか。

A はい、あります。「各種媒体への広報」です。広報とよはしへの掲載を始め市内公共施設でのチラシ配布、ポスター掲示、さらには新聞等報道機関への周知などお手伝いします。そのほか、市内公共施設で活動する場合などには「事業が円滑に実施できるようにできる限りサポート」したいと考えていますのでご相談ください。

Q4 実績報告書提出の際、領収書は必ず添付しなければいけないのですか。また、それは原本でなければいけませんか。

A はい、領収書は必ず添付していただきます。何に補助金を使用したか分かる明細を添付してください。写し（コピー）で構いません。また、振込みの場合はその振り込んだ事実のわかる書類の写し（コピー）に支払内容の分かる書類（請求明細等）の写し（コピー）を添付してください。

Q5 5月に事業を実施するために、事前準備として3月に発生した経費は対象になりますか。

A いいえ、対象ではありません。対象となるのは、補助金交付決定後（早くても4月1日）に発生した経費です。

Q6 保険料は補助金の対象経費になりますか。

A はい、対象になります。しかし、この補助金の交付事業となった場合は、市民活動総合補償制度の対象となりますので、その保険での補償内容でよければ保険をかける必要はありません。

※市民活動総合補償制度の補償内容をよくご確認のうえ判断してください。

Q7 くすのき補助金は同一事業3回までですが、何をもって同一事業とするのですか。

A 同一事業の判定は、例えば講演会などで講演者が変わった場合や〇〇フェスティバルのようなもので、その内容が変わった場合も同一事業と見なします。前年度実施のイベントの中から一部を抜き出して実施する場合も同一事業とします。また、同一事業の判定があいまいな場合は事前審査で決定するものとします。

Q8 くすのき補助金の変更後の補助率(1回目 2/3、2回目 1/2、3回目 1/3)はいつの事業から対象になりますか。

A 平成 25 年度以降に初めてくすのき補助金が交付される事業からになります。平成 24 年度までにくすのき補助金の交付を受けていた事業の補助率は 3 回とも 1/2 です。

Q9 設立から 2 年以上 5 年未満の団体は、つつじ補助金・くすのき補助金どちらも応募することができるのですか。

A どちらか一つの補助金を選択し応募することができます。ただし、つつじ補助金は今までくすのき補助金・ハード補助金の交付を受けたことのない団体に限ります。

Q10 他の補助金も利用したい場合、どんな補助金なら利用できますか。

A 国・県・民間の補助金で相手先の補助要件に合致すれば利用できます。相手先の要件の中でも「併用が可能」となっていれば利用できます。
ただし、事業・事業期間が同じである必要があります。

Q11 他の補助金も利用した場合、市民協働推進補助金と他の補助金の合計が事業費を超えた場合、どのようにすればよろしいですか。

A 市民協働推進補助金と他の補助金と事業に伴う収入（参加料等）の合計が事業費を超えた場合は、事業費を超えた額を還付していただきます。
また、市民協働推進補助金と事業に伴う収入の合計が事業費を超えた場合も同様です。

Q12 収支計画書には市民協働推進補助金の対象となるものだけを記入すればよろしいですか。

A 収支計画書には対象経費と対象外経費、つまり応募した企画を実施するために必要な全ての経費を記入してください。

